

私立高等学校生徒等奨学給付金の給付に関する事務処理についての一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>私立高等学校生徒等奨学給付金の給付に関する事務処理について</p> <p style="text-align: right;"><u>(新設)</u></p> <p>〔略〕</p> <p>1 給付申請及び認定について</p> <p>(1) <u>基準日に</u>休学中の高校生等に係る給付金の給付について</p> <p>基準日に休学中の高校生等（ただし、当該年度の4月1日から6月30日までの間に休学していない在学期間がある者を除く。）に係る給付金は給付しないものとする。</p> <p>なお、基準日に休学中の高校生等が、当該年度の12月31日までに復学し、給付の申請をする場合には、当該高校生等に係る給付金を給付できるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) <u>基準日に</u>休学中の高校生等に係る申請について</p> <p>基準日に休学中の高校生等で、当該年度の4月1日から6月30日までの間に休学していない在学期間がある場合は、要綱第5条に規定する申請期間に申請できるものとし、当該年度の4月1日から6月30日までの全期間にわたって休学中の高校生等が当該年度の12月31日までに復学した場合は、復学後に申請できるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 退学者等に係る給付について</p> <p>基準日に要綱第3条に規定する給付対象者であっても、申請時点において退学等により高等学校等に在籍していない高校生等に係る給付金は支給しない。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>(5) 受給資格の認定等について</p> <p>要綱第2条及び第3条に規定する給付対象者であること等の確認及び第4条に規定する給付額の認定は下記の書類により行う。</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 要綱第3条第2号に規定する給付対象者であることを確認する書類</p> <p>保護者等の市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書・非課税証明書・<u>市町村民税額</u>決定通知書等）</p>	<p>私立高等学校生徒等奨学給付金の給付に関する事務処理について</p> <p style="text-align: right;"><u>最終改正施行 令和2年6月4日</u></p> <p>〔略〕</p> <p>1 給付申請及び認定について</p> <p>(1) 休学中の高校生等に係る給付金の給付について</p> <p><u>ア</u> 基準日に休学中の高校生等（ただし、当該年度の4月1日から6月30日までの間に休学していない在学期間がある者を除く。）に係る給付金は給付しないものとする。</p> <p>なお、基準日に休学中の高校生等が、当該年度の12月31日までに復学し、給付の申請をする場合には、当該高校生等に係る給付金を給付できるものとする。</p> <p><u>イ</u> <u>基準日以降に家計急変があった場合は、家計急変のあった日の翌月の1日（ただし、家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月の1日とする。）</u>（以下「家計急変における基準日」という。）に休学中の高校生等（ただし、当該年度の4月1日から家計急変における基準日までに在籍期間がある者を除く。）に係る給付金は給付しないものとする。</p> <p><u>なお、家計急変における基準日に休学中の高校生等が、当該年度中に復学し、給付の申請をする場合には、当該高校生等に係る給付金を給付できるものとする。</u></p> <p>(2) 休学中の高校生等に係る申請について</p> <p><u>ア</u> 基準日に休学中の高校生等で、当該年度の4月1日から6月30日までの間に休学していない在学期間がある場合は、要綱第6条第1項及び同条第2項に規定する申請期間に申請できるものとし、当該年度の4月1日から6月30日までの全期間にわたって休学中の高校生等が当該年度の12月31日までに復学した場合は、復学後に申請できるものとする。</p> <p><u>イ</u> <u>家計急変における基準日に休学中の高校生等で、当該年度の4月1日から家計急変における基準日までの間に休学していない在学期間がある場合は、随時、申請できるものとし、当該年度の4月1日から家計急変における基準日までの全期間にわたって休学中の高校生等が当該年度中までに復学した場合は、復学後に申請できるものとする。</u></p> <p>(3) 退学者等に係る給付について</p> <p>基準日及び<u>家計急変における基準日</u>に要綱第3条各項に規定する給付対象者であっても、申請時点において退学等により高等学校等に在籍していない高校生等に係る給付金は支給しない。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>(5) 受給資格の認定等について</p> <p>要綱第2条及び第3条各項に規定する給付対象者であること等の確認及び第4条に規定する給付額の認定は下記の書類により行う。</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 要綱第3条第1項第2号に規定する給付対象者であることを確認する書類</p> <p>保護者等の<u>個人番号カードの写し等又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類</u>（課税証明書・非課税証明書・<u>納税義務者用の特別徴収額</u>決定通知書等）</p> <p><u>※ 非課税とは、保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円となる者とする。ただし、実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなるため、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1～99円となる場合は非課税となる。したがって、課税</u></p>

(新設)

ウ 要綱第4条第1項の表の区分のうち(1)に該当することが確認できる書類
広域振興局又は市福祉事務所が交付する生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(参考様式-2)等

エ 要綱第4条第1項の表の区分のうち(4)に該当することを確認する書類
扶養されている兄弟姉妹の健康保険証等の写し

(6)~(7) [略]

(新設)

(8) 添付書類の取扱いについて

高等学校等就学支援金の申請の書類等により確認できる場合には添付を省略できるものとする。

(新設)

証明書等の内訳において1~99円と記載されている場合であっても対象となるもの。

ウ 要綱第3条第2項に規定する給付対象者であることを確認する書類

① 保護者等の家計急変の発生日を証明する書類(離職票・雇用保険受給資格者証・解雇通告書・破産宣告通知書・廃業等届出等)

② 保護者等の家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類(家計急変前の課税証明書の写し等及び家計急変後の会社作成の給与見込(参考様式-7)・直近の給与明細・税理士又は公認会計士の作成した証明書等)

③ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類(扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等)

④ 家庭状況調査票(参考様式-8)

エ 要綱第4条第1項の表の区分のうち(1)に該当することが確認できる書類

広域振興局又は市福祉事務所が交付する生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(参考様式-2)等

オ 要綱第4条第1項の表の区分のうち(4)に該当することを確認する書類

扶養されている兄弟姉妹の健康保険証等の写し

(6)~(7) [略]

(8) 家計急変に係る家計状況の確認について

ア 要綱第3条第2項における「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる者」とは、(5)ウの書類から基準日(基準日以降に家計急変があった場合は家計急変における基準日)以降1年間の収入見込額が、次の表の収入基準以下の者とする。ただし、収入見込額が収入基準を超える場合であっても、収入見込額を基に算定した所得金額から各種控除額を差し引いた額が、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当する場合は収入基準以下のものとして取り扱う。

【収入基準】

区分	収入見込額
<u>1人世帯(扶養なし)</u>	<u>1,000,000円以下</u>
<u>2人世帯(1人扶養)</u>	<u>1,703,999円以下</u>
<u>3人世帯(2人扶養)</u>	<u>2,215,999円以下</u>
<u>4人世帯(3人扶養)</u>	<u>2,715,999円以下</u>
<u>5人世帯(4人扶養)</u>	<u>3,215,999円以下</u>

イ 収入見込額は、申請時における最新の家計状況により、推計するものとする。

ウ 申請から給付決定までの間に、就職等により推計した収入見込額が変更となる場合は、変更後の収入見込額により、判断するものとする。

エ 収入見込額には退職金、失業手当等の一時的な収入は含めないものとする。

オ 会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で推計する場合は、3か月の平均給与月額に12月を乗じたものとする。

カ 災害などに起因しない離職(定年退職等)は家計急変の対象としないものとする。

(9) 添付書類の取扱いについて

高等学校等就学支援金の申請の書類等により確認できる場合には添付を省略できるものとする。

(10) プライバシーに配慮した提出方法について

個人情報及び特定個人情報の取扱いに十分留意するとともに、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うものとする。

2 受給資格の取扱いについて

受給資格は以下に掲げるとおりとする。

(1) [略]

(2) 高等学校等に在学した期間（月の初日に在学した月を1月として計算）が通算して36月（高等学校・中等教育学校の定時制・通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は48月）を超える者は給付の対象としない。ただし、学び直し支援補助金の補助を受ける高校生等に対しては当該在学期間経過後も、2回を上限として給付するものとする。

なお、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第8条第1項の規定により就学支援金の支給を停止された月は、その初日において高等学校等に在学していた月には該当しないものとする。

全日制課程において定時制・通信制課程の在学期間と通算する場合は定時制・通信制課程の在学期間を4分の3に相当する月数に換算して全日制課程の在学期間と合算するものとする。また、定時制・通信制課程において全日制課程の在学期間と通算する場合は全日制課程の在学期間を3分の4に相当する月数に換算して定時制・通信制課程の在学期間と合算するものとする。

3 代理受領等に係る取扱いについて

要綱第7条に規定する代理受領を行う場合の取扱いは次のとおりとする。

[略]

4 [略]

様式第1号 [略]

様式第2号 [略]

参考様式-1 [略]

参考様式-2 [略]

2 受給資格の取扱いについて

受給資格は以下に掲げるとおりとする。

(1) [略]

(2) 高等学校等に在学した期間（月の初日に在学した月を1月として計算）が通算して36月（高等学校・中等教育学校の定時制・通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は48月）を超える者は給付の対象としない。ただし、学び直し支援補助金の補助を受ける高校生等に対しては当該在学期間経過後も、1回（定時制又は通信制の課程に在学する高校生等にあつては最大で2回まで）を上限として給付するものとする。

なお、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第8条第1項の規定により就学支援金の支給を停止された月は、その初日において高等学校等に在学していた月には該当しないものとする。

全日制課程において定時制・通信制課程の在学期間と通算する場合は定時制・通信制課程の在学期間を4分の3に相当する月数に換算して全日制課程の在学期間と合算するものとする。また、定時制・通信制課程において全日制課程の在学期間と通算する場合は全日制課程の在学期間を3分の4に相当する月数に換算して定時制・通信制課程の在学期間と合算するものとする。

3 代理受領等に係る取扱いについて

要綱第8条に規定する代理受領を行う場合の取扱いは次のとおりとする。

[略]

4 [略]

様式第1号 [略]

様式第2号 [略]

参考様式-1 [略]

参考様式-2 [略]

(新設)

(参考様式-2)前倒し給付用

※従来の「生活保護受給証明書」により、「生業扶助の措置状況」が確認できる場合は、代用を「可」とする。

生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書

年 月 日

〇〇市福祉事務所長(〇〇広域振興局長) 印

次の世帯が 年**4月1日**現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による「生業扶助(高等学校等就学費)」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名	住所			
世帯員氏名				
氏名	続柄	生年月日	保護開始日	生業扶助の対象者は○印
		(例) 昭和 年 月 日	年 月 日	
		(例) 平成 年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
証明書の使用目的				
高校生等奨学給付金の受給手続きのため				
備考				

※上記冒頭文に記載の「4月1日現在」の日付は修正しないよう、お願いします。

年 月 日

岩手県知事 様

扶養の事実の申立書

郵便番号										
住所										
フリガナ										
氏名	(姓)	(名)	?	電話番号	-	-				

私が主として、 年7月1日現在、以下の者を扶養していることを申し立てます。

郵便番号											フリガナ	
扶養者住所											扶養者氏名	

郵便番号											フリガナ	
扶養者住所											扶養者氏名	

郵便番号											フリガナ	
扶養者住所											扶養者氏名	

郵便番号											フリガナ	
扶養者住所											扶養者氏名	

(注意事項)

- 1 国民健康保険に加入している世帯の場合は、保険証の写しと併せて、この申立書を提出してください。
- 2 対象となる高校生等を除く、申請書2ページ目「扶養親族欄」に記載した扶養親族について記入してください。
- 3 申請者と被扶養者の住所が異なる場合には、被扶養者の現住所を記入してください。

年 月 日

岩手県知事 様

扶養の事実の申立書

郵便番号										
住所										
フリガナ										
氏名	(姓)	(名)	?	電話番号	-	-				

私が主として、**基準日**現在、以下の者を扶養していることを申し立てます。

※ 基準日:7月1日(要綱第3条第2項の場合においては、基準日以降に家計急変があった場合は、家計急変のあった日の翌月の1日(ただし、家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月の1日。)及び要綱第5条第1項の場合においては、当該年度の4月1日。)

郵便番号											フリガナ	
扶養者住所											扶養者氏名	

郵便番号											フリガナ	
扶養者住所											扶養者氏名	

郵便番号											フリガナ	
扶養者住所											扶養者氏名	

郵便番号											フリガナ	
扶養者住所											扶養者氏名	

(注意事項)

- 1 国民健康保険に加入している世帯の場合は、保険証の写しと併せて、この申立書を提出してください。
- 2 対象となる高校生等を除く、申請書2ページ目「扶養親族欄」に記載した扶養親族について記入してください。
- 3 申請者と被扶養者の住所が異なる場合には、被扶養者の現住所を記入してください。

参考様式-4 [略]

参考様式-5

年 月 日

(支給対象者) 様

学校設置者 _____ 印

私立高等学校生徒等奨学給付金充当通知書

過日給付決定があった奨学給付金は、私立高等学校生徒等奨学給付金給付要綱第7条の規定により、提出があった委任状に基づき、下記のとおり教育費に充当しましたので通知いたします。

なお、充当後に生じた残額は、委任状で指定された方法により、返金いたします。

記

生徒学年・氏名	学年	
保護者等氏名		
①給付決定額	円	
②充当額	合計	円
	内訳	
	〇〇代	円
	〇〇代	円
	〇〇代	円
残額(①-②)	円	

参考様式-6 [略]

参考様式-4 [略]

参考様式-5

年 月 日

(支給対象者) 様

学校設置者 _____ 印

私立高等学校生徒等奨学給付金充当通知書

過日給付決定があった奨学給付金は、私立高等学校生徒等奨学給付金給付要綱第8条の規定により、提出があった委任状に基づき、下記のとおり教育費に充当しましたので通知いたします。

なお、充当後に生じた残額は、委任状で指定された方法により、返金いたします。

記

生徒学年・氏名	学年	
保護者等氏名		
①給付決定額	円	
②充当額	合計	円
	内訳	
	〇〇代	円
	〇〇代	円
	〇〇代	円
残額(①-②)	円	

参考様式-6 [略]

(新設)

参考様式-7

給与見込証明書

雇用している者	住所	
	氏名	

1 契約内容

職名等 (職務内容含む)			
雇用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 まで ・ 未定		
更新の有無	有 (期間等) ・ 無		
給与(賃金) 支給形態	<input type="checkbox"/> ア 月給 月額 円		
	<input type="checkbox"/> イ 日給 日額		
	<input type="checkbox"/> ウ 時給 時給 円 ・ 1日 時間勤務で 週・月 日勤務		
	<input type="checkbox"/> エ その他 ()		
健康保険の加入の有無 (加入している場合は、1か月の掛金を記載)	有	健康保険料 (介護保険料含む) 円 厚生年金保険料 円	無
給与等 支給日	毎月 日	支給内容	当月払 ・ 翌月払 ・ その他 (日 ~ 日分)
備考			

2 給与(賃金)の支給実績及び見込額 (年 月 日 ~ 年 月 日)

支 給 期	総支給額 (支給実績及び見込額)
	うち通勤手当
年 月 支給分	円 (円)
年 月 支給分	円 (円)
年 月 支給分	円 (円)
年 月 支給分	円 (円)
年 月 支給分	円 (円)
年 月 支給分	円 (円)
年 月 支給分	円 (円)
年 月 支給分	円 (円)
年 月 支給分	円 (円)
年 月 支給分	円 (円)
年 月 支給分	円 (円)
年 月 支給分	円 (円)
賞 与 等	年 月 支給分 円 (円)
	年 月 支給分 円 (円)
合 計	円 (円)

※総支給額欄には、支給済額又は今後支給見込額を記載願います。

上記のとおり相違のないことを証明します。

年 月 日

所在地

電話番号

事業所名

事業主氏名

印

